

産業構造審議会 知的財産政策部会
技術情報の保護等の在り方に関する小委員会について

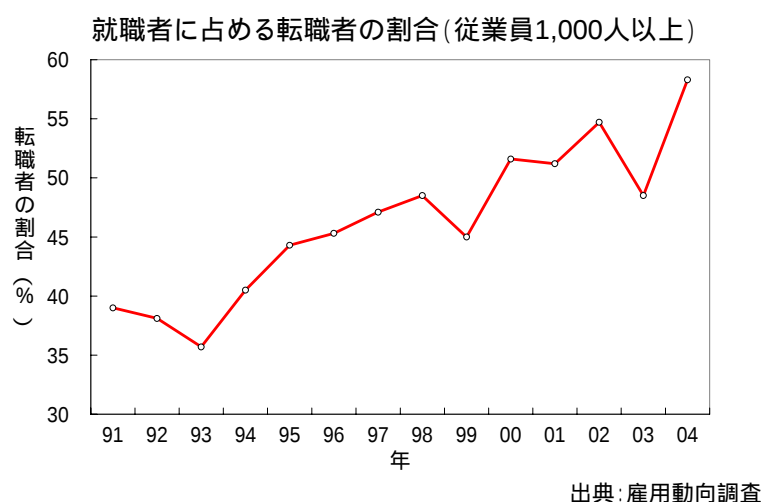
グローバル化や情報化、人材の流動化等が進展する中で、我が国企業の競争力の源泉となる技術情報、中でも秘密情報の適切な管理がより一層重要となっている。

技術情報の流出防止の観点から、企業等における技術情報の管理の現状や現在の技術情報の法的保護の有効性の検証等を行って官民それぞれの課題を総点検し、技術情報の保護等の在り方について検討を行う。

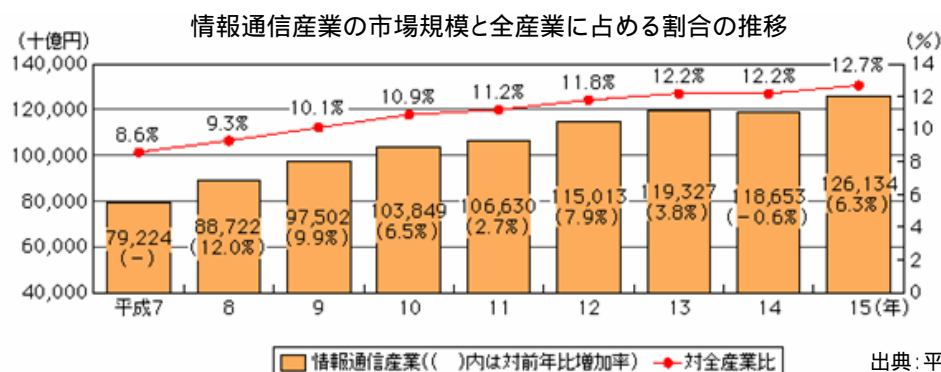
1. 技術流出の背景・現状

(1) 人材の流動化、IT化等の社会情勢の変化

就職者に占める転職者の割合は年々増加している。



情報通信産業の市場規模が拡大し、IT化が直実に進んでいる。

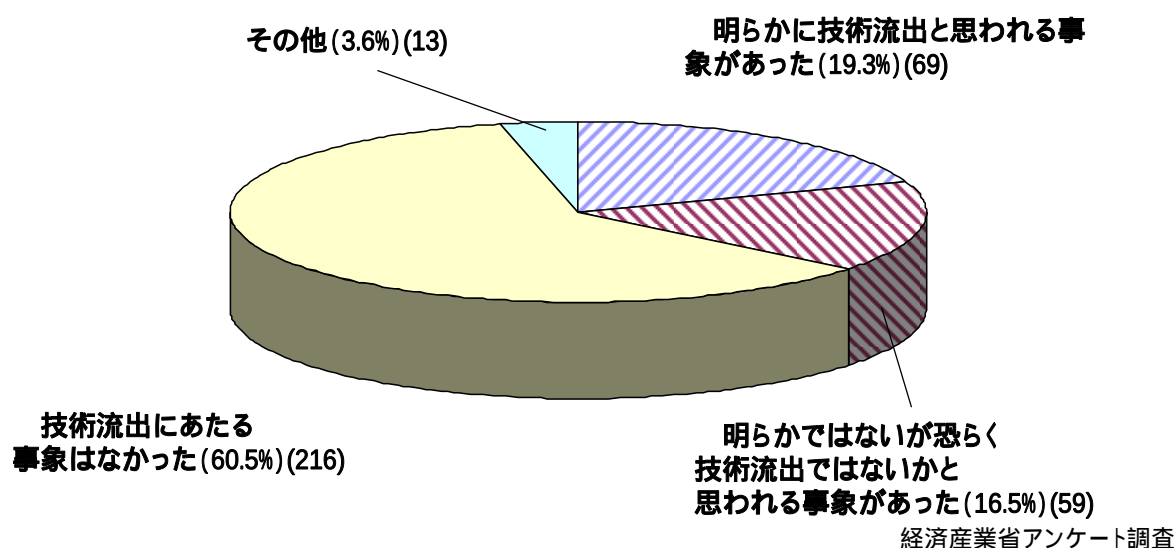


(2) 従業員による営業秘密の流出(具体例)

- 外国企業とのJVで開発していた触媒の作り方について、ノウハウを身につけた従業員が退職し、秘密保持契約に反して転職先でノウハウを漏らした疑いがある。
- 月曜朝の関空国際線到着ロビーで、当社の従業員が帰国したところを目撃した。アルバイトで外国の競合企業に技術指導に行っているのではないか。
- 日本国内に生産拠点を持たない外国企業が東京近郊に「デザインセンター」を設置し、リストラで早期退職した社員を大量に雇用している。毎日出勤する必要はないらしいが、2年たってノウハウを吸い取ったら解雇されると聞く。
- コンピュータの周辺機器の販売担当部長が退職時に部下を引き抜くとともに、退職直前にメインフレームの稼働リストをプリントアウトして持ち出した。
- 生産部門の責任者である事業部長が外国企業に移籍し、その部下数名も移籍。その後の外国企業の開発・実用化のスピードをみるに、この元部長らが退職時に営業秘密が記録されたデータ等を持ち出したとしか考えられない。

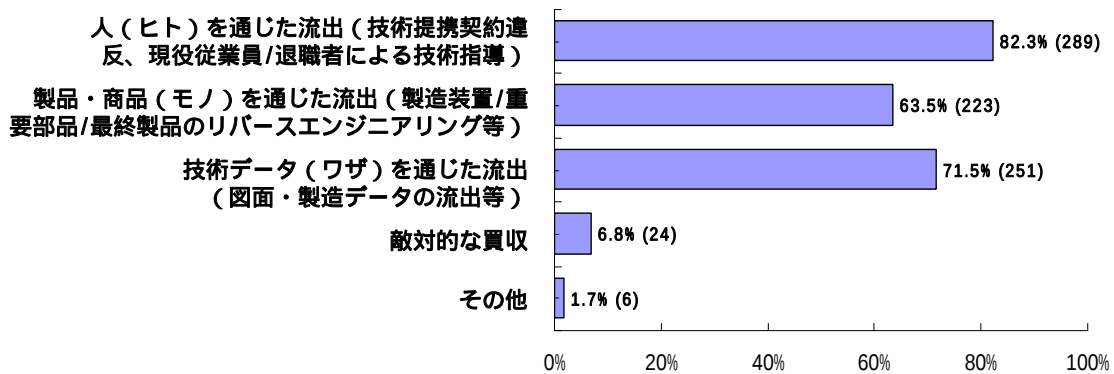
(3) 技術流出の実態

35%以上の企業が国内又は海外において技術流出があったとしている。



(4) 企業が感じている技術流出リスク

多くの企業が、競争の源泉の外部への技術流出リスクを感じている。

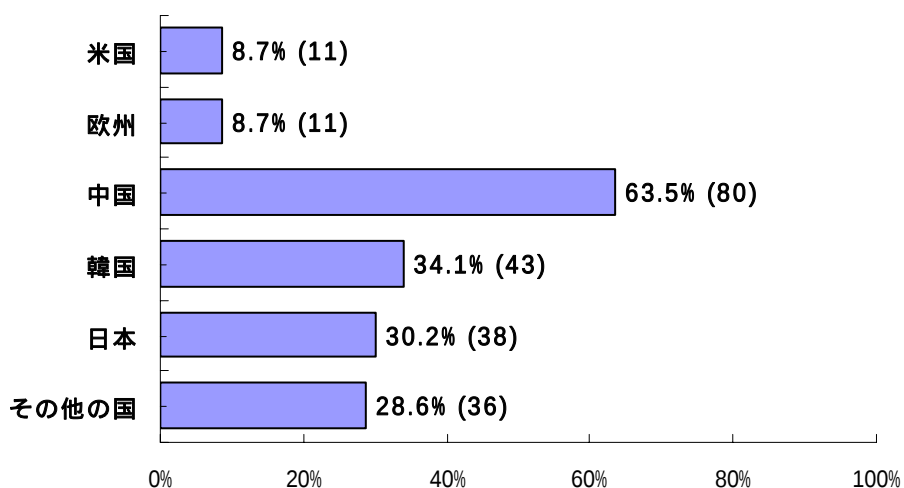


経済産業省アンケート調査(平成18年8月～10月)

対象企業：製造業関係企業625社にアンケートを依頼。回収企業数 357件 回収率 57.1% 以下同じ

(5) 技術流出先

技術流出先としては、中国が6割以上であり、次いで韓国となっている。日本においても3割存在している。



その他の国は、台湾・ロシア・シンガポール・マレーシア・オーストラリア等

経済産業省アンケート調査

２．問題の所在

（１）事業環境の変化

グローバル化やＩＴ化の進展により、転職者、外国人従業員、海外事業所等を通じた技術流出のリスクが増加している。

（２）技術流出ルートが多様性

「ヒト（従業員・退職者）を通じた技術流出」、「モノ（製品・商品）を通じた技術流出」、「ワザ（技術データ・図面）を通じた技術流出」など、多種多様な形態で技術流出が発生。

３．検討の方向

累次の不正競争防止法の改正による営業秘密の侵害行為に対する刑事的保護、営業秘密管理指針の策定など、これまでの取組を踏まえながら、今後、グローバル化やＩＴ化に対応しつつ、さらなるイノベーションを確保するための基盤となる制度の在り方を検討していく。

（参考：技術情報の保護等の在り方に関する小委員会での主な意見）

第１回委員会及び第２回委員会において、民間企業から技術情報の管理実態等についてヒアリングを行い、自由討議を行ったところ、委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・ 日本でも重要な技術は国がチェックするような仕組みを考えても良いのではないか。また、技術流出の抑止力を充実させる仕組みを考えても良いのではないかな。
- ・ グローバルな視点を本委員会での議論の枠に入れて欲しい。技術情報の保護という同じ趣旨であっても各国の法律によって条文や運用が異なるため、それらを良く捉えて考えていくことが重要である。
- ・ 日本のチームワークの良さは競争力の源泉の一つになっている。あまり営業秘密の管理を徹底すると、それに対応するために研究開発の効率性が落ちるなど日本の良さが損なわれる可能性がある。技術の内容によって合理的に対応する方法などを考えても良いのではないかな。
- ・ 機密物品は廃棄物も含めて適正に管理しても、管理者による持ち出しである場合は発見が難しい。

- 生物材料などのような特殊な性質を有するものも存在しており、情報や物質の特性を考慮した技術情報の保護を検討していくことも必要である。
- 自社への転職者が情報を持ち込んでしまうというリスクもある。
- ノウハウなどに関しては、帰属及び取扱いの判断が難しい。
- 情報が持ち出された事実が確認されても、ライバル企業内などで開示された事実を把握することは困難であることが多い。

(参考)

産業構造審議会知的財産政策部会

技術情報の保護等の在り方に関する小委員会名簿

【委員長】

土 肥 一 史 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

【委員】

青 木	健	日本労働組合総連合会総合政策局経済政策局部長
加 藤	幹之	日本経済団体連合会知的財産委員会企画部会長（富士通株式会社経営 執行役法務・知的財産権本部長（兼）安全保障輸出管理本部長）
齋 藤	憲道	経営法友会副代表幹事（松下電器産業株式会社法務本部理事）
篠原	徹	日本商工会議所常務理事
末 吉	互	末吉綜合法律事務所弁護士
梶山	敬士	虎ノ門南法律事務所弁護士
高	巖	麗澤大学国際経済学部教授
高山佳奈子		京都大学大学院法学研究科教授
竹 本	一志	日本知的財産協会常務理事（サントリー株式会社知的財産部部長）
苗 村	憲司	駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部教授
中 山	信弘	東京大学大学院法学政治学研究科教授
丸 島	儀一	キヤノン（株）顧問、弁理士
宮川美津子		TMI総合法律事務所弁護士
山 口	厚	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(計15名)